

第72号議案

東京都台東区立浅草公会堂の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、浅草公会堂の利用料金を改定する等のため提出しま
す。

東京都台東区立浅草公会堂の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

東京都台東区立浅草公会堂の設置等に関する条例（昭和52年4月台東区条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「43,000円」を「51,000円」に、「67,000円」を「79,000円」に、「134,000円」を「158,000円」に、「184,000円」を「217,000円」に、「210,000円」を「248,000円」に、「256,000円」を「302,000円」に、「354,000円」を「418,000円」に、「450,000円」を「531,000円」に改め、同表展示ホールの項中「1日（」の次に「午前9時から午後5時まで又は」を加え、同表備考6を次のように改める。

6 利用時間を延長し、又は早めて利用する場合は、前後の利用に支障のない限りにおいて利用を承認する。この場合において、当該延長し、又は早めて利用する時間（以下「延長等利用時間」という。）に係る利用料金の額は、次のとおりとする。

(1) ホール

利用区分	午前(午前9時から午前11時30分まで)			午後(午後零時30分から午後4時まで)				夜間(午後5時から午後9時まで)			全日(午前9時から午後9時まで)		
平日休日等の別	延長等利用時間	午前8時から午前9時まで	午前11時30分から午後零時30分まで	午後零時30分から午前11時30分まで	午前10時30分から午後零時30分まで	午前11時30分から午後零時30分まで	午後4時から午後5時まで	午後5時から午後6時まで	午後3時から午後4時まで	午後4時から午後5時まで	午後9時から午後10時まで	午前8時から午前9時まで	午後9時から午後10時まで
平日		31,000円	20,000円	45,000円	20,000円	20,000円	45,000円	61,000円	45,000円	45,000円	92,000円	31,000円	92,000円

土曜日、日曜日及び休日	47,000円	32,000円	63,000円	32,000円	32,000円	63,000円	75,000円	63,000円	63,000円	114,000円	47,000円	114,000円
-------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	----------

(2) 第1集会室、第2集会室及び第3集会室

利用区分	午前(午前9時から午前11時30分まで)			午後(午後零時30分から午後4時まで)				夜間(午後5時から午後9時まで)			全日(午前9時から午後9時まで)	
延長等利用時間	午前8時から午前9時まで	午前11時から午後零時30分まで	午後零時から午後1時30分まで	午前10時から午前11時30分まで	午前11時から午後零時30分まで	午後4時から午後5時まで	午後5時から午後6時まで	午後3時から午後4時まで	午後4時から午後5時まで	午後9時から午後10時まで	午前8時から午前9時まで	午後9時から午後10時まで
利用料金の額	3,300円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,700円	2,200円	2,200円	4,400円	3,300円	4,400円

(3) 展示ホール

利用区分	1日(午前9時から午後5時まで)		1日(午前10時から午後6時まで)	
延長等利用時間	午前8時から午前9時まで	午後5時から午後10時まで	午前8時から午前10時まで	午後6時から午後10時まで
利用料金の額	3,300円		1時間までごとに3,300円	

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の東京都台東区立浅草公会堂の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)別表中ホールに係る規定は、令和8年7月1日以後にホールを利用する者の利用料金について適用し、同日前にホールを利用する者の利用料金については、なお従前の例による。
- 新条例別表中展示ホールに係る規定は、令和7年11月1日以後に展示ホールを利用する者の利用料金について適用し、同日前に展示ホールを利用する者の利用料金については、なお従前の例による。